

工 事 仕 様 書

東 海 農 政 局

1. 件 名 東海農政局岐阜市庁舎駐車場改修工事
2. 工 事 場 所 岐阜市中鷺 2-26
東海農政局岐阜市庁舎
3. 工 事 概 要 1) 構内駐車場のアスファルト舗装を改修する。
2) 改修したアスファルト舗装面に白ラインを引く。
3) 車止めコンクリートは再利用する。
4. 支 給 材 料 車止めコンクリート
5. 工 期 令和 5 年 1 月 30 日
6. 仕 様

1) 一般事項

第 1 この仕様書に記載されていない事項は、下記の標準仕様書によるものとする。

1. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 31 年度版）
（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
2. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成 31 年度版）
（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

第 2 仕様書等に記載されていない特殊な材料又は機器等をもって施工する場合は、当該製造会社の指定する仕様又は工法による。

第 3 図面及び仕様書の内容に相違がある場合、明記のない場合又は疑義を生じたときは、監督職員に協議し、その指示に従う。

第 4 工事施工上必要な施工図、工作図を作成したときは、施工に先立ち監督職員の承認を受ける。
また、工事の内容が設備機器の場合は、機器の製造会社の製作図にその仕様書を添え提出する。

第 5 発注者が指定した材料、工法等について、請負者は代案を申し出ることができる。
ただし、代案について監督職員が承認又は助言に必要な設計図書、カタログ、価格調書等の提出を求めたときはこれに応じる。

第 6 工事現場は、危険防止・災害防止・盗難その他事故防止に努める。

第 7 工事に使用する材料は、仕様書に記載されているもの、又は同等以上のものとする。
1. 材料又は機器は、あらかじめ見本品・カタログを監督職員に提出し承認を受ける。
2. 監督職員が行う材料検査は、特に指示する材料以外は抽出検査とし、軽微なものは検査を省略する。
3. 管理上の不手際で、工事材料に変形、変質、汚損又は損傷があった場合は、これを使用してはならない。

第 8 設備工事は、図面、仕様書のほか関係法規、条例等及び技術基準に従う。

第 9 工事中、隣接建築物、道路その他工作物及び既存部分に対し、汚損又は損傷しないよう適当な方法で養生を施す。

第 10 解体又は発生材の整理及び処理については、請負者において関係法規に基づき適切に処分する。

第 11 工事が完成したときは、原形復旧又は後片付け清掃を行う。

7. 特 記 仕 様

第 1 既設アスファルト舗装撤去及びアスファルト舗装の詳細範囲は、監督職員と協議する。

第 2 廃棄物等は、廃棄物処理法等の法律に基づく処理を遵守する。

第 3 施工中の環境保全等

1. 騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例等の騒音や振動に関する規制等の諸法令を遵守する。
2. 騒音、振動、塵埃の発生が予想される工事等、執務に支障のある作業や周辺住民への配慮を必要とする作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、必要な対策を講ずる。

第 4 環境への配慮

1. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 31 年 2 月閣議決定。以下「グリーン購入法基本方針」という。）に定める特定調達物品等を使用する。

なお、特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。特定調達物品等以外の環境物品等についても環境への負荷の少ない物品等の使用に努める。

2. 東日本大震災の影響により、グリーン購入法に基づくグリーン購入法基本方針による特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。
3. グリーン購入法基本方針における特定調達品目「公共工事」の配慮事項（資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する。

第 5 官公署等への手続

1. 請負者は、工事施工上法令等に定める手続が必要な場合には、遺漏なく関係官公署及びその他関係機関への手続を行うこと。
2. 請負者は、届出の承諾又は許可を得た場合には、その写しを監督職員に提出すること。
3. 請負者は、事前の届出又は許可を申請する場合には、あらかじめ監督職員と必要な事項について協議しなければならない。

第 6 施工の制約

本工事は、執務並行改修であり、作業時間等は原則下記による。ただし、騒音・振動に係る規制（騒音規制法、振動規制法、公害防止条例等）がある場合はこれを遵守すること。

また、施工に先立ち監督職員と協議を行う。

1. 作業時間及び作業内容は原則次の通りとする。

ア 開庁日（次号イにあげる閉庁日以外の日）

作業時間

8：30～17：00まで

作業内容

- ・執務室に立ち入る必要のない作業
- ・騒音、振動等により執務に支障をきたすおそれのない作業

イ 閉庁日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日）

作業時間

8：30～17：00まで

作業内容（執務上影響のない作業は除く。）

- ・執務室に立ち入る必要のある作業
- ・騒音、振動等により執務に支障をきたす作業
- ・電力、通信、給排水関係のインフラ切替作業

2. 上記 1 に関わらず、工事により執務に支障をきたすと監督職員が判断した場合は、作業を中止し作業方法について監督職員と協議を行う。

3. 下記の場合は、工事予定の原則 14 日前までに理由を書面で監督職員に提出して、協議を行う。

ア 執務室内で工事を行う場合

イ 閉庁日に工事を行う場合

ウ 作業時間外に工事を行う場合

第 7 工事用資材の輸送

工事用資材の輸送については、工事用資材搬入者に運搬ルート及び安全輸送対策につき指導を行うとともに、交通安全確保に努める。

第 8 既存施設の利用

工事に必要な水及び電力は無償で利用できる。ただし、節水、節電に努めること。

第 9 舗装工事の品質試験

1. 路床の締固試験を行う。
2. 路盤の締固試験を行う。

第 10 完成図書の提出

次の図書を監督職員に提出する。

1. 工程表 2. 施工計画書 3. 打合簿 4. 工事材料搬入報告書 5. 工事材料品質証明書 6. 工事写真 7. 完成図 8. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 9. その他

第 11 その他

1. 警備業者の警備員で、交通の誘導に従事するものを、工事期間中交通誘導警備員として配置する。
2. 工事期間中、官用車を敷地内に駐車するため、駐車場所を確保すること。
3. 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

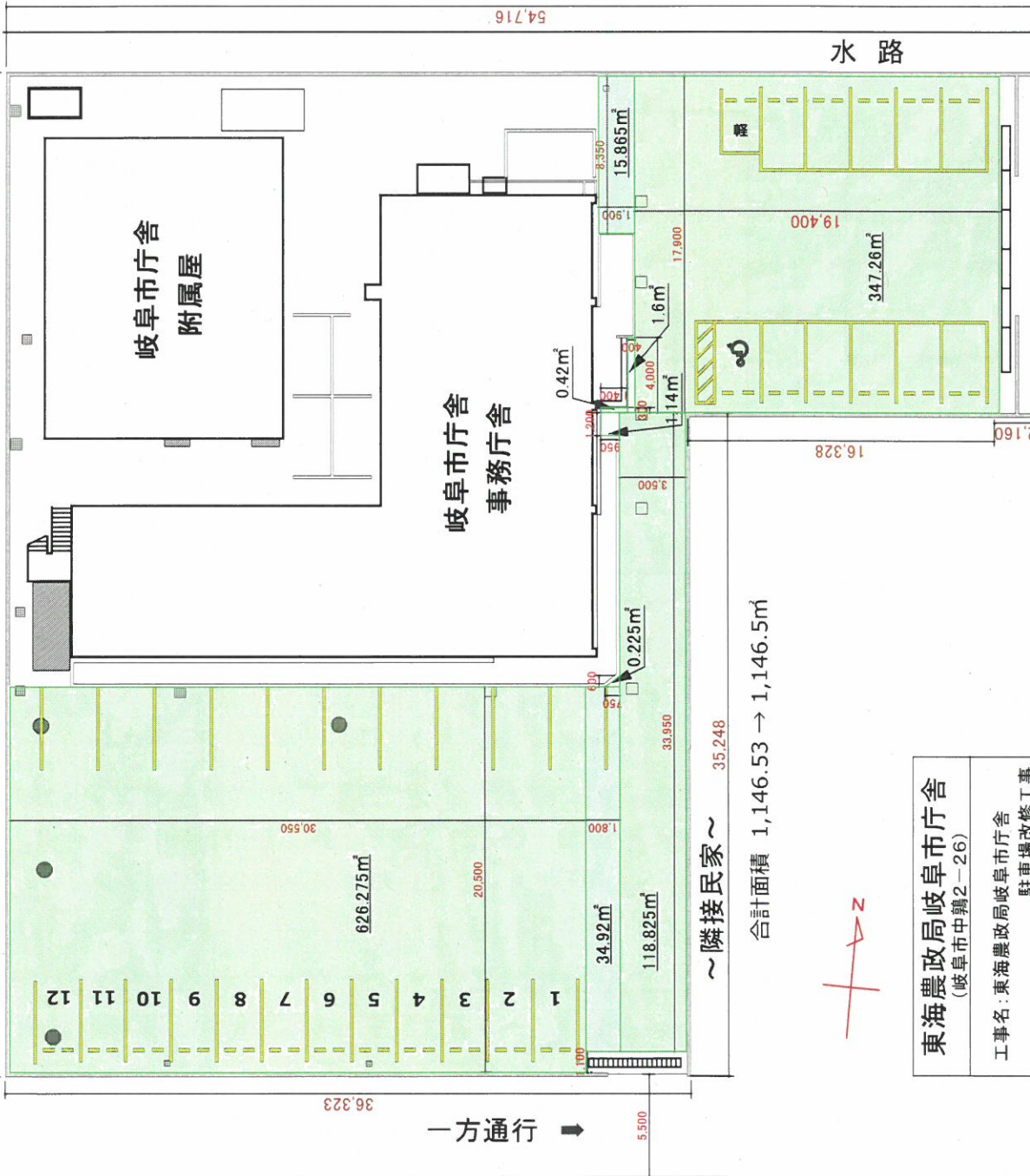
第 12 本工事の期間内には、別途工事（東海農政局岐阜市庁舎照明設備改修工事）が予定されているので、関係者と十分協議のうえ工事を行うこと。

工 事 数 量 表

名 称	摘 要	単位	数 量
1 既設アスファルト舗装撤去工事	t=200mm以下 カッター切断、路盤碎石とも車止め（再利用）	m ²	1,146.5
2 アスファルト舗装工事			
1) 路盤	150mm、再生クラッシャー	m ²	1,146.5
2) 表層	50mm、密粒度アスファルト混合物（再生アスファルト、最大粒径13mm）	m ²	1,146.5
3) アスファルト舗装施工費		m ²	1,146.5
3 区画線等設置工事			
1) 区画線（白ライン）	路面標示用塗料3種1号（溶解施工）白 W=150mm、t=1.0mm	m	207.5
2) 駐車場番号等	「番号」800角、「軽」500角、「身障者マーク」2,000角	式	1
3) 区画線引き施工費		式	1
4 車止め設置工事	既設再利用、設置間隔既設と同じ アンカー固定（アンカーピン180mm）、ボンド併用止め（24台分）	個	48
5 舗装機械運搬費		式	1
6 発生材運搬費		式	1
7 発生材処分費		式	1
8 品質試験費		式	1
9 警備費	交通誘導警備員（2名／日）	式	1

～隣接民家～

53.361



アスファルト舗装断面

↑	舗装	↓	路床
表層	密粒度アスファルト	路盤	プライムコート 再生クラッシュヤラン
5cm		15cm	

東海農政局岐阜市庁舎

(岐阜市中郷2-26)

工事名: 東海農政局岐阜市庁舎
駐車場改修工事

舗装改修範囲

